

個人情報を取り扱う業務の委託契約に関する特記仕様書

本「個人情報を取り扱う業務の委託契約に関する特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）は、三鷹市が締結する委託契約のうち個人情報を取り扱う業務を含む契約に適用する。

（条項の効力の優先順位）

第1条 本件の委託契約（以下「本件委託契約」という。）の履行に当たり個人情報を取り扱う業務に係る条項の効力の優先順位は、特記仕様書、仕様書、契約約款の順による。

（定義）

第2条 本件委託契約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第3条 受託者は、本件委託契約の履行に当たり、個人情報の保護に関し、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、三鷹市個人情報保護条例（令和4年三鷹市条例第26号）、個人情報の保護に関する法令等に関し国の個人情報保護委員会が定めるガイドライン等その他関係法規等並びに本件契約約款、仕様書及び特記仕様書（本件契約約款、仕様書及び特記仕様書を併せて以下「契約書等」という。）の個人情報の保護に関する規定を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受託者は、本件委託契約の履行に当たって知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、本件委託契約の終了又は解除後も同様とする。

（安全管理措置）

第5条 受託者は、本件委託契約の履行に当たり、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（法第66条第1項の措置をいう。）を講じなければならない。

（組織体制の整備等）

第6条 受託者は、本件委託契約の履行に当たり、個人情報の安全管理について内部における責任分担を明確にした組織体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び従事者並びに作業場所等を定めるとともに、従事作業の範囲、作業責任区分等を明確にし、これらについてあらかじめ委託者に届け出た上で委託者の承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、本件委託契約における業務従事者に対して、個人情報保護に関する十分な教育及び研修を実施しなければならない。

(契約終了後の提供資料の返還義務又は廃棄義務)

第7条 受託者は、委託者より提供された資料及び情報等を、契約終了後速やかに委託者に返還しなければならない。ただし、業務遂行過程で発生する資料及び情報等について、やむを得ず受託者側において消去及び廃棄する必要がある場合は、消去及び廃棄が必要となる根拠及び具体的な作業手順をあらかじめ委託者に届け出た上で委託者の承諾を得なければならない。

(委託者の検査及び指示に応じる義務)

第8条 委託者が必要と認める場合には、受託者は委託者による検査を受け及び委託者の指示に従う義務を負う。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、本件委託契約に基づく業務（以下「本件委託業務」という。）を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者は、本件委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の住所及び氏名、名称又は商号、受託者と再委託先との間の取引関係及び取引実績、再委託が必要な理由、再委託して処理させる業務内容及び範囲、再委託先において取り扱う情報の内容及び範囲、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法その他委託者が必要とする情報を書面をもって明確に説明した上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。再委託先が再々委託を行う場合以後の順次の委託についても同様とする。
- 3 前項に基づき再委託する場合、受託者は、書面をもって再委託契約を締結しなければならない。この契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 第2項に基づき再委託する場合、受託者は、再委託先（再々委託先その他の以後の順次の委託先も含む。以下同じ。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受託者は、再委託先に対して本件委託業務を委託した場合は、本件委託契約に基づき受託者が委託者へ提出しなければならない書面を再委託先から提出させ委託者へ届け出るとともに、再委託先の履行状況を管理・監督し、委託者の求めに応じて、再委託先についての管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 6 前条に規定する検査については、再委託先に対しても委託者が直接行うことができるものとし、受託者は、再委託先との契約等において、委託者による検査が可能となるため

の措置を講じなければならないものとする。

（事故等に係る報告義務）

第 10 条 受託者は、本件委託業務（再委託先に処理させる業務を含む。以下同じ。）に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他委託者が必要とする情報を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本件委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて、受託者及び再委託先の承諾なく、当該事故に関する情報を公表することができる。